諮問第６０号

「Ｒ４及びＲ５　請求者本人に対する産業医面接、復職支援に関する全ての情報」の保有個人情報部分開示決定に対する審査請求

群馬県個人情報保護審議会

第１　審議会の結論

別表１及び別表２に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、その一部を不開示とした決定のうち、各別表中（い）欄に掲げる部分については開示すべきである。

第２　諮問事案の概要

１　保有個人情報開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第７６条第１項の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和６年１月９日付けで、「Ｒ４及びＲ５　請求者本人に対する産業医面接、復職支援に関する全ての情報」について、自己の個人情報として開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

２　開示決定期間の延長

実施機関は、令和６年１月２２日付けで本件開示請求に対して開示決定等の期間を延長し、その理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（延長の理由）

開示請求に係る保有個人情報の特定や開示・不開示の審査など開示決定等に係る事務に時間を要するため

３　実施機関の決定

実施機関は、令和６年２月２１日に、保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、保有個人情報の一部を開示しない理由を別表１（あ）欄のとおり付して請求人に通知した。

４　審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定に基づき、令和６年５月２０日付けで、本件処分を不服として、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

５　弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第２９条第２項の規定に基づき、令和６年６月２８日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

6　反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第３０条第１項の規定に基づき、令和６年１１月２９日付けで、本件審査請求に係る反論書を作成し、実施機関に提出した。

7　諮問

実施機関は、法第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定に基づき、群馬県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、令和６年１２月１０日、本件審査請求事案（以下「本件事案」という。）の諮問を行った。

第３　当事者の主張

1　請求人の主張要旨

（１）審査請求の趣旨

「不開示部分を取り消す」「文書が特定されていないため、改めて特定し開示する」との裁決を求める。

（２）審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね以下のとおりである。

ア　法第７８条第１項第１号及び第７号の該当性について

業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや請求人本人の健康状態の悪化のおそれがあると記載されているが、そのおそれは全く当たらないどころか、請求人の今後の円滑な業務遂行や請求人の健康回復に必須な内容である。

イ　文書の特定について

公文書（録音データ含む）のなかで特定できるにも関らず、意図的に特定せず不開示にしたことが判明した。

2　実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明によると、おおむね以下のとおりである。

（１）保有個人情報の特定について

本件開示請求の「開示を請求する保有個人情報」欄には、「Ｒ４及びＲ５請求者本人に対する産業医面接、復職支援に関する全ての情報」と記載されている。したがって、請求者からの相談、対応等が記載された文書を特定した。

また、審査請求書に記載の主張内容に基づき再検討を行い、産業医だけでな

く保健師が行った支援に係る記録を追加して特定した。

（２）法第７８条第１項第１号及び第７号の該当性について

ア　別表１項番４及び７について

不開示とした部分には、請求人と産業医の面談の際の請求人の発言の概要が記載されている。これらを開示することにより、請求人が当時の心境を振り返ると、症状の安定を妨げるなど健康状態の悪化をもたらすおそれがある。

このため、法第７８条第１項第１号に掲げる請求人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当し、不開示としたものである。

イ　別表１項番１ないし３、５及び６について

不開示とした部分には、産業医面談に同席した保健師が、面談の内容から請求人の症状を判断した情報や職場環境の問題点について検討した情報が記載されている。これらを開示すると、請求人や職場の関係者の双方からの記載内容に誤りがあるなどの申出により、当該保健師が苦情や非難を受ける対象になりかねず、紛争を避けるために形式的な面談しか行わない、あるいは形式的な面談内容の記載にとどまる等といったことが生じ、結果として事案の把握や検討のための十分な資料が不足することとなって、関係者間における、事案に関する率直な意見交換や検討が阻害され、職場復帰するための相談支援の妨げとなるおそれがある。

この他に、職場への復帰の方法について検討した未確定の情報が記載されており、これを開示すると、今後の具体的な職場復帰するための相談支援の妨げとなるおそれがある。

このため、法第７８条第１項第７号に掲げる事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当し、不開示としたものである。

ウ　別表２項番２及び５について

不開示とする部分には、請求人の発言が記載されている。この情報は必ずしも記録することについて請求人の了解を得ておらず、これを開示することにより、請求人が何らかの不安を感じる等して症状の安定を妨げるなど健康状態の悪化をもたらすおそれがある。

このため、法第７８条第１項第１号に掲げる開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当し、不開示とするものである。

エ　別表２項番１、３及び４について

不開示とする部分には、保健師が請求人の発言から請求人の症状を判断

した情報が記載されている。これらを開示すると、請求人からの記載内容に誤りがあるなどの申出により、当該保健師が苦情や非難を受ける対象になりかねず、紛争を避けるために形式的な面談しか行わない、あるいは形式的な面談内容の記載にとどまる等といったことが生じ、結果として事案の把握や検討のための十分な資料が不足することとなって、関係者間における、事案に関する率直な意見交換や検討が阻害され、職場復帰するための相談支援の妨げとなるおそれがある。

このため、法第７８条第１項第７号に掲げる事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当し、不開示とするものである。

（３）審査請求書の記載に係る主張について

請求人は、審査請求書において、実施機関が保有する個人情報を開示していない旨主張するが、請求人が主張する一部の公文書については、実施機関は作成も取得もしておらず保有していない。また、保有個人情報開示請求の対象となる保有個人情報は、開示請求日時点で実施機関が保有する個人情報である。請求人は、令和６年１月９日付けで本件開示請求を行ったものであることから、開示請求日以降に作成し、又は取得した保有個人情報は本件開示請求の対象とはならない。

なお、審査請求書の記載に係る主張内容に基づき再検討を行った結果、追加で特定した保有個人情報は上記２（１）記載のとおりである。

第４　審議会の判断

１　本件開示請求について

本件開示請求に係る個人情報は、「Ｒ４及びＲ５　請求者本人に対する産業医面接、復職支援に関する全ての情報」に記録された個人情報である。実施機関は、本件開示請求に係る個人情報を総務事務管理課において保有する請求人の産業医面接及び復帰支援に係る内容が記載された公文書並びに保健師が行った支援に係る記録に関する公文書と特定した上で、別表１及び別表２のとおりその一部を法第７８条第１項第１号又は第７号に該当するとして、不開示とする本件処分を行った。

これに対し、請求人は不開示部分の開示を求めているところ、実施機関は、本件処分は妥当であるとしていることから、以下、別表１及び別表２に掲げる各文書の記載内容を実際に確認した結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

また、請求人は「公文書のなかで特定できるにも関らず、意図的に特定せず不

開示にした」と主張している。一方、実施機関は、開示している公文書以外に作成又は取得しておらず、保有していないと主張している。

公文書の存否の判断について主張が異なるため、本件開示請求に係る公文書が、特定した公文書以外に実施機関において存在するか否か検討することとする。

2　法第７８条第１項第１号又は第７号の該当性について

（１）別表１項番４及び７について

法第７８条第１項第１号に規定する開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報とは、開示により深刻な問題を引き起こす可能性がある場合をいい、例えば、不治の病に関する情報であって、本人がそれを知ることにより、精神的に大きな打撃を受け、健康が悪化するおそれがあるような場合であると解する。

この点、不開示とした部分には、請求人と産業医の面談の際における請求人の発言の概要が記載されているが、当該記載は医学的評価や診断ではなく、本人が把握している事実や本人が述べた意見の範囲にとどまるため、開示により深刻な問題を引き起こす可能性がある場合とまではいえない。

よって、項番４及び７については、法第７８条第１項第１号には該当しない。

ただし、項番７については、産業医との面談における請求人の発言そのものを記載したものではなく、当該発言内容を踏まえて、請求人の状況を評価し、又は判断した内容が含まれている。これを開示することにより、今後同種の相談等において、率直な評価や判断の記載が控えられるなどして適切な判断が損なわれ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、別表１項番４については不開示とした部分を開示し、項番７については法第７８条第１項第７号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（２）別表１項番１ないし３、５及び６について

実施機関によれば、不開示とした部分には、産業医面談に同席した保健師が、面談の内容から請求人の症状を判断した情報や職場環境の問題点について検討した情報が記載されている。これらを開示すると、請求人や職場の関係者の双方からの記載内容に誤りがあるなどの申出により、当該保健師が苦情や非難を受ける対象になりかねず、紛争を避けるために形式的な面談しか行わない、あるいは形式的な面談内容の記載にとどまる等といったことが生じ、結果として事案の把握や検討のための十分な資料が不足することとなって、関係者間における、事案に関する率直な意見交換や検討が阻害され、職場復帰するための相談支援の妨げとなるおそれがあるとしている。

この他に、職場への復帰の方法について検討した未確定の情報が記載されており、これを開示すると、今後の具体的な職場復帰するための相談支援の妨げとなるおそれがあるとしている。

当審議会において、各文書を見分したところ、上記各情報が記載されており、これらの情報が開示されると、関係者間における、事案に関する率直な意見交換や検討が阻害され、職場復帰に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、法第７８条第１項第７号に該当し、不開示と判断したことは妥当である。

（３）別表２項番２及び５について

実施機関によれば、不開示とする部分には、請求人の発言が記載されており、この情報は必ずしも記録することについて請求人の了解を得ておらず、これを開示することにより、請求人が何らかの不安を感じる等して症状の安定を妨げるなど健康状態の悪化をもたらすおそれがあるとしている。

この点、項番２に記載されている情報は、請求人が保健師との相談の中で自ら発言した内容を保健師が記録したものに過ぎず、法第７８条第１項第１号に掲げる開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当するとはいえない。

また、項番５に記載されている情報は、請求人のメールアドレスであり、記録作成時に明示の了解を得ていないことのみをもって、直ちに法第７８条第１項第１号に該当するとはいえない。

よって、別表２項番２及び５については、不開示としている部分の全てを開示すべきである。

（４）別表２項番１、３及び４について

実施機関によれば、不開示とする部分には、保健師が請求人の発言から請求人の症状を判断した情報が記載されている。これらを開示すると、請求人からの記載内容に誤りがあるなどの申出により、当該保健師が苦情や非難を受ける対象になりかねず、紛争を避けるために形式的な面談しか行わない、あるいは形式的な面談内容の記載にとどまる等といったことが生じ、結果として事案の把握や検討のための十分な資料が不足することとなって、関係者間における、事案に関する率直な意見交換や検討が阻害され、職場復帰するための相談支援の妨げとなるおそれがあるとしている。

当審議会において、各文書を見分したところ、上記情報が記載されており、これらの情報が開示されると、関係者間における、事案に関する率直な意見交換や検討が阻害され、職場復帰に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼす

おそれがあると認められる。したがって、法第７８条第１項第７号に該当し、不開示と判断したことは妥当である。

３　公文書の特定に係る主張について

本件開示請求の記載内容から実施機関において、総務事務管理課において保有する請求人の産業医面接及び復帰支援に係る内容が記載された公文書を特定したこと、また、審査請求書に記載の主張内容に基づき再検討を行い、産業医だけでなく保健師が行った支援に係る記録に関する公文書を追加して特定したことは妥当である。

実施機関は、請求人が主張する一部の公文書について、実施機関は作成も取得もしておらず保有していない、また、「ストレス相談結果」は全ての相談内容や会話を記録しておくものではないと説明するところ、職場復帰に関する事務について記載された「群馬県職員の職場復帰支援指針」並びに別表１及び別表２に掲げる各文書の記載内容並びに本件処分により開示された各文書に照らすと、これらの説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、本件開示請求に係る公文書は、特定した公文書以外に保有していないとした実施機関の判断は妥当である。

また、開示請求日後に作成し、又は取得した保有個人情報は本件開示請求の対象とはならないものである。

４　結論

以上のことから、「第１　審議会の結論」のとおり判断する。

第５　審議の経過

当審議会の処理経過は、以下のとおりである。

審　議　会　の　処　理　経　過

年　　月　　日	内　　容
令和　６年１２月１０日	諮問
令和　７年１１月１７日 （第１０８回審議会）	審議（本件事案の概要説明）
令和　７年１２月１５日 （第１０９回審議会）	審議（諮問庁の口頭説明）

令和　８年　３月１７日 （第１１２回審議会）	審議
令和　８年１０月　１日 （第１１３回審議会）	審議
令和　８年１１月　９日	答申

別表1

文書名	項番	不開示部分	該当法令	開示しない理由（あ）	開示する部分（い）
ストレス相談結果 R〇.〇.〇	1	問題となっていること	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号	所属の労務管理に関する情報を含んでおり、開示することにより、今後の職場復帰のための相談支援の妨げとなるなど、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがるため。	
	2	所属への説明			
ストレス相談結果 R〇.〇.〇	3	問題となっていること		所属の労務管理や県全体の人事管理に関する情報を含んでおり、開示することにより、今後の職場復帰のための相談支援の妨げとなるなど、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがるため。	
	4	反応	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第1号	請求者本人の健康状態に関する情報を含んでおり、開示することにより，請求者本人の健康状態が悪化するおそれがあるため。	全ての部分
	5	計画	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号	所属の職員配置に関する情報を含んでおり、開示することにより、今後の職場復帰のための相談支援の妨げとなるなど、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがるため。	
	6	所属への説明			
ストレス相談結果 R〇.〇.〇	7	問題となっていること	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第1号	請求者本人の健康状態やそこから推測される情報を含んでおり、開示することにより，請求者本人の健康状態が悪化するおそれがあるため。	

別表2

文書名	項番	不開示部分	該当法令	開示しない理由（あ）	開示する部分（い）
相談記録_〇.〇.〇	1	状況	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号	請求者の言動の判断に関する情報を含んでおり、開示することにより、今後の判断に関する事務に支障が生じるため。	
相談記録_〇.〇.〇	2	状況	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第1号	過去における請求者の発言が記載されており、開示することにより当時の心境を振り返ると、請求者本人の健康状態が悪化するおそれがあるため。	全ての部分
	3	アセスメント	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号	請求者の発言の判断に関する情報を含んでおり、開示することにより、今後の判断に関する事務に支障が生じるため。	
	4	指導助言			
	5	備考	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第1号	請求者に関する情報を含んでおり、開示することにより、請求者本人の健康状態が悪化するおそれがあるため。	全ての部分